

中国におけるインターネット金融規制

武 甜静

中国のインターネット金融に関する指導意見が7月に発表された。今後は関連の細則が制定され、規則整備が進んでいくと期待される。

インターネット金融の発展を促進

「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」（以下、「指導意見」）が7月18日に発表された。これを受け、7月22日に「指導意見」の内容を詳細にした最初の規則として「インターネット保険業務監督管理暫定弁法」が発表された。その他の監督管理規則も制定中である。

インターネット金融は、中小零細企業金融や消費者金融の新たなチャネルとしてここ数年注目されていたものの、監督管理・参入基準・規則がない、いわゆる三無状態が続いており、規則の導入が待たれていた。今回の「指導意見」は、人民銀行、工業・情報化部、公安部、財政部、国家工商総局、國務院法制弁公室、銀行業監督管理委員会（銀監会）、証券監督管理委員会（証監会）、保険監督管理委員会（保監会）、国家インターネット情報弁公室の10部門連名であり、インターネット金融の影響が及ぶ範囲の広さがうかがえる。

「指導意見」の序文には、「金融革新を奨励し、インターネット金融の健全な発展を促進し、監督責任を明確にし、市場秩序を規範化する」とある。昨年来P2P^{※1}金融において破綻や詐欺が多く見られ、最近の株式

相場変動の背景にあるといわれる信用取引の一部もP2Pなどを利用したインターネット金融によるものであったことから、規制の方向が注目されていたが、基本的にインターネット金融を推進する姿勢が確認された。中小零細企業金融や消費者金融の新たなチャネルとしての可能性を当局が重視していることが背景にある。

「指導意見」の内容は、インターネット金融の定義（伝統的金融機関とインターネット企業がインターネット技術と情報通信技術を利用して資金融通・支払・投資・情報仲介サービスを実現する新型の金融業務モデル）に始まり、既存金融機関（銀行・証券・保険・投資信託・信託・消費者金融）がインターネットを利用して高度化することやネット金融機関を展開することを奨励・支持している。一方、インターネット企業が支払・P2P・クラウドファンディング・消費者金融などの業務を行うことを奨励し、さらに、伝統的金融機関とインターネット企業間の相互協力も促している。

また、優良なインターネット会社の国内上場による資金調達を奨励し、スタートアップのインターネット金融企業に対する優遇税制も考えている。

さらに、信用インフラの構築も推

進する。ビッグデータ、インターネットと情報セキュリティに関するインフラ構築や信用情報の共有プラットフォームの構築などである。加えて、インターネット企業には金融信用情報データベースへのアクセスや信用調査業務実施への道も開かれる。中小零細企業の大きな課題である信用情報・信用調査の不足や入手難の問題を、ビッグデータ、インターネットなどの利用により解決しようとするものである。

各業務の監督管理責任を明確化

インターネット金融は新しい業務であるため、これまで規制面での監督管理責任者が決まっていなかった。今回の「指導意見」は各業務の監督管理責任を明確にした。基本的には金融の機能に基づき分担されたと見られる（表1）。

注目されていたP2Pとクラウドファンディングを見ると、「指導意見」はP2Pを個人間貸借の仲介サービスを提供するプラットフォームと位置づけ、「仲介」という性質を明確にした。そのため、預金を集めて貸出を行うような銀行業務に類似した行為や、保証といった信用強化サービスなどの提供を禁じている。監督管理の権限は銀監会に委ねた。クラウドファンディングについては「イン

表1 インターネット金融の監督管理の責任分担

業務内容	管理機関
支払	人民銀行
貸出（P2P/小額貸付）	銀监会
クラウドファンディング	証监会
基金販売	証监会
保険	保监会
信託と消費者金融	銀监会
インターネット業界の監督管理	工業・情報化部、国家インターネット情報弁公室
顧客資金第三者委託管理制度	人民銀行
情報開示、リスク提示、適格投資家制度	各監督管理機関が分担
消費者保護	人民銀行、証监会、銀监会、保监会
インターネットと情報のセキュリティ	人民銀行、証监会、銀监会、保监会、工業・情報化部、公安部、国家インターネット情報弁公室
マネーロンダリングと金融犯罪の防止	公安部
業界自主規制	中国インターネット金融協会（人民銀行及び関連部門が設立する）
部門間の協調およびデータモニタリング	各監督管理機関が分担

（出所）「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」より作成

ターネット上の公開かつ小額のエクイティファイナンス」と定義し、管理を証监会に任せた。

指導意見の発表を受け、今後は各部門がより具体的な規則を制定する段階に入る。

最初に発表された保険の規則

「指導意見」を受けた最初の規則として、「インターネット保険業務監督管理暫定弁法」が7月22日に保监会により発表された（表2）。

インターネット保険商品の種類は多いが、その本質は伝統的な商品と

変わらない。そのため、「暫定弁法」には特に「インターネット専用商品」に関する要求はなく、従来のオフライン商品と同じ基準で管理している。また、オンライン販売の非対面性による情報隠蔽の可能性を考慮し、情報開示を強化した。

政府は、インターネット金融を活用し中小零細企業や消費者金融を促進するという意図がある一方で、そのリスクに対しては規制を強化したいと考えている。インターネット金融はこれまで無法地帯で野放しにされていた故の活力があった。いかに

表2 インターネット保険業務監督管理暫定弁法

対象	保険・仲介会社、第三者ネットプラットフォーム
経営資格	<ul style="list-style-type: none"> 保険販売、保険契約締結、保険解約、クレーム処理や顧客サービスなどの保険経営行為は保険・仲介会社が管理・担当 第三者ネットプラットフォームが上記保険業務を行うには、保険業務経営資格を取得
一部商品の経営地域の制限を緩和（子会社のない省・市に拡大できる）	<ul style="list-style-type: none"> 傷害保険、定期生命保険、普通型終身生命保険 保険契約者もしくは被保険者が個人である家庭財産保険、責任保険、信用保険、保証保険 完全にインターネットで全てのサービスを提供できる損害保険
プラットフォームに関する要求（セキュリティ、人材など） 情報開示、経営規則、処罰	

（出所）「インターネット保険業務監督管理暫定弁法」より作成

革新の活力を損なわずにリスク管理を強化していくのが今後の課題である。

注

1 person-to-person、あるいはpeer-to-peerの略。個人間貸借にサービスを提供するプラットフォーム。

『金融ITフォーカス』2015年9月号より転載

武 甜静 (Tianjing Wu)
NRI北京金融システム研究部研究員